

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成23年9月30日

内閣総理大臣 殿

富山県知事 石井 隆一

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

◇指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

とやま地域共生型福祉推進特区

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

富山市、高岡市、射水市、氷見市、小矢部市、魚津市、黒部市、滑川市、砺波市、南砺市、舟橋村、上市町、立山町、入善町及び朝日町の区域（富山県全域）。

ii) 区域設定の根拠

今回申請の取組については、地域共生ホーム（富山型デイサービス）事業者、認知症グループホーム事業者を中心に取り組むこととしているが、現在、両事業とも、ほぼ県内全域で展開されていること。

② 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

あかちゃんからお年寄りまで、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で生活が継続できる「共生社会の実現」を究極の目標とする。

具体的には、障害者の雇用の場が拡大することにより、障害者が生き生きと自立した生活を送るとともに、障害者・高齢者の居場所（住まいを含む）が身近な地域に確保されている社会の実現を目指すこととし、あわせて、障害者と高齢者、乳幼児・子ども、健常者との交流が進む中で、相互に人格を尊重する社会の実現を目指す。

解説：地域共生ホーム（富山型デイサービス）は、高齢者のほか、障害児（者）、乳幼児・児童に対して支援（ケア）を行う事業形態であり、全国に先駆けて、富山県内の民間事業者が取り組んだものである。この富山型デイサービスにおいては、障害福祉サービス（生活介護、児童デイサービス）の受給者であった障害者が、職員のケアの成果により、有償ボランティア

アとして、富山型デイサービスの中で役割（配膳、掃除、洗濯など）を果たしながら、継続してスタッフによる支援（ケア）を受けている例が多数見られる。しかしながら、この「職員の支援（ケア）」に対する報酬上の評価が行われていない現状にある。

このため、富山型デイサービスにおける障害者の有償ボランティアとしての就労を評価する（小規模であることを特徴の一つとする富山型デイサービスを基準該当就労継続支援 B 型の実施主体とし、従来の「福祉施設」での訓練に加え、「福祉現場」での働く場への展開をする）ことにより、特別支援学校等卒業後の進路の選択肢を増やし、障害者の多様な働き方を生み出す効果が期待できる。

また、今後の超高齢社会の到来を見据えると、特別養護老人ホーム等の「施設」の整備を進める一方、増加する高齢者の「在宅」での受け皿を整備する必要があるが、富山型デイサービス等の通所介護事業所に宿泊機能を付加すること、また、富山型デイサービスの効用を評価した報酬体系を整備することなどにより、富山型デイサービスの数的拡大が図られ、大きな財政的支援を必要とせずとも、身近な地域での高齢者の在宅生活が可能となる効果が期待できる。さらに、富山型デイサービスは、乳幼児・子どもの預かりも特徴の一つとしており、富山型デイサービス数が増加することで、女性の仕事と子育ての両立支援にも資することが期待できる。

さらに、本県が毎年度開催している「富山型デイサービス起業家育成講座」の受講者の約 3 分の 1 が県外居住者（H23 年度実績：17 人／48 人）であることから分かります。富山型デイサービスの開設を希望する者は全国に多数おり、本県での取組が成功することにより、全国に与える影響・効果は大きなものがあると考えられる。

イ) 評価指標及び数値目標

評価指標（1）：富山型デイサービス事業所における障害者の有償（工賃相当）ボランティア数

数値目標（1）：14 人（H23 年 1 月現在）→50 人（H28 年）

評価指標（2）：富山型デイサービス事業所数

数値目標（2）：82 箇所（H23 年 4 月現在）→105 箇所（H28 年）

評価指標（3）：認知症グループホームにおける障害者の受入数

数値目標（3）：0 人（H23 年 4 月現在）→10 人（H28 年）

ウ) 数値目標の設定の考え方

数値目標（1）の目標達成に寄与する事業としては、「福祉的就労促進事業」、「富山型デイサービス施設支援事業」、「富山型デイサービス起業家育成講座開催事業」を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

- ・ 福祉的就労促進事業：総合特区の指定により、就労継続支援 B 型事業所の規模要件が緩和されれば、富山型デイサービスにおける障害者の有償（工賃相当）ボランティア数が直接的に増加することが想定され、目標達成に対する寄与度は大きいものとする。
- ・ 富山型デイサービス施設支援事業：富山型デイサービスの設置を支援する当事業（H16 年から実施）を継続することにより、富山型デイサービス施設が増加し、障害者の雇用・就労機会の拡大が図られ、障害者の有償ボランティア数が増加することが想定される。
- ・ 富山型デイサービス起業家育成講座開催事業：富山型デイサービスの起業を目指す者を支援す

る当事業（H14年から実施）を継続することにより、富山型デイサービス施設が増加し、障害者の雇用・就労機会の拡大が図られ、障害者の有償ボランティア数が増加することが想定される。数値目標（2）の目標達成に寄与する事業としては、「富山型デイサービス施設支援事業」、「富山型デイサービス起業家育成講座開催事業」を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

- ・ 富山型デイサービス施設支援事業：富山型デイサービスの設置を支援する当事業（H16年から実施）を継続することにより、富山型デイサービスの設置が促進されることが想定され、目標達成に対する寄与度は大きいものとする。
- ・ 富山型デイサービス起業家育成講座開催事業：富山型デイサービスの起業を目指す者を支援する当事業（H14年から実施）を継続することにより、富山型デイサービスの設置が促進されることが想定され、目標達成に対する寄与度は大きいものとする。

数値目標（3）の目標達成に寄与する事業としては、「共生型グループホーム整備事業」を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

- ・ 共生型グループホーム整備事業：総合特区の指定により、認知症グループホームにおける障害者の受入が認められれば、高齢者と障害者の「共生」の趣旨に共感する事業者が、共生型グループホームの整備に着手することが想定され、目標達成に対する寄与度は大きいものとする。

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題

<障害者・高齢者等の身近な地域での居場所確保>

以下のことから、地域に密着した多様な福祉サービスの展開が阻害され、障害者や高齢者等が住み慣れた身近な地域で生活を継続することが難しいため、この阻害要因を取り除く必要がある。

- ① 障害者の雇用・就労に対する評価が適切に行われていないこと
- ② 富山型デイサービスの効用に着目した評価が十分でないこと
- ③ 事業所の人員・設備等の認可基準などが硬直的であること

解説：① 富山型デイサービスでは、障害者が職員の支援（ケア）を受けながら、有償ボランティアとして、配膳、掃除、洗濯などの役割を果たしている例が多数あるが、これらが福祉的就労としての適切な評価を受けていない。

- ② 富山型デイサービスでは、高齢者、障害者、児童が交流することによる効用がある一方、それぞれ属性の異なる利用者を同時にケアすることから、職員の負担が大きい。包括的な調整力等に対する評価を受けていない。

《交流することによる効用》

【高齢者にとって】子どもと触れ合うことで、自分の役割を見つけ、意欲が高まることによる日常生活の改善等の効果

【障害者にとって】居場所ができることで、自分なりの役割を見出し、自立へとつながっていく効果

【児童にとって】お年寄りや障害者など他人への思いやりや優しさを身につける教育面の効果

- ③ 同じグループホームであっても、事業所の人員・設備等の認可基準は、認知症グルー

プホームにあつては介護保険法が、障害者グループホームにあつては障害者自立支援法が、それぞれ規定していることから、認知症高齢者と障害者が相互に利用することができない。また、障害者の地域移行を進めるためにも、その受け皿となるグループホームの整備が急務である。さらに、通所介護事業所においては、高齢者・障害者の宿泊が認められていないことや、病児・病後児保育事業の実施においては、専任の看護師等の配置が必須となっている。

以上のことから、地域に密着した多様な福祉サービスの展開が阻害されている。

◇対象とする分野：g) 地域の介護・福祉

イ) 解決策

上記課題を解決するため、以下の取組を促進する必要がある。

a) 障害者の雇用・就労の促進（数値目標（1）関連）

「福祉的就労」の要件緩和などにより、一般雇用による職業的自立が困難な障害者の就労の場を確保するとともに、一般就労へ結び付ける環境を準備する。

b) 障害者・高齢者等の地域生活の支援（数値目標（2）関連）

事業所の認可基準を緩和することなどにより、誰もが住み慣れた地域での生活を継続できるよう、多様な福祉サービスの提供を可能とする。

c) 障害者・高齢者の住まいの確保（数値目標（3）関連）

グループホームなどを設置する事業者を支援することにより、住み慣れた地域での障害者や高齢者の「住まい」を確保する。

解説：a) 富山型デイサービスにおける、障害者の有償ボランティアとしての就労を評価することなどにより、障害者の雇用・就労に対する選択肢を増やし、障害者の多様な働き方を生み出す。

現在、就労継続支援 B 型事業所の規模要件が授産施設として「20 人以上の利用」とされているが、小規模であることを特徴の一つとする富山型デイサービスでは、この規模要件を満たすことができないため、規模要件を緩和することにより、富山型デイサービスを就労継続支援 B 型事業所の実施主体となることを可能とする。

また、富山型デイサービス施設支援事業を継続する一方、「地域共生加算（仮称）」の創設（指定小規模多機能型居宅介護事業所における共生型サービス市町村独自加算について、通所介護事業所の体制強化加算上での位置付けなど）など、介護報酬上、高齢者、障害者、児童などが交流することによる効用を評価すること、さらに、障害福祉サービス事業所について、基準該当事業所における各種加算を一定の範囲で指定事業所と同様にすることなどにより、富山型デイサービス施設の増加を一層促進し、障害者の受け皿を拡大する。

b) 通所介護事業所での高齢者や障害者の宿泊サービス（ショートステイ）を可能とすることなどにより、多様な福祉サービスの展開を可能とする。

現在、通所介護事業所においては、高齢者や障害者の宿泊が認められていないこと、認知症グループホームにおいては、福祉用具貸与等の居宅サービスが認められていないこと、また、病児・病後児保育事業の実施には、専任の看護師等の配置が必須となっていることなどから、利用者の多様なニーズに対応できていない現状にある。このため、

国が定める基準を緩和することにより、利用者のニーズに対応するとともに、多様な福祉サービスの展開を可能とする。

- c) 認知症グループホームにおいて、障害者の受入を可能とすることにより、グループホームの設置を促進し、障害者・高齢者の住まいを確保する。

現在、認知症グループホームは介護保険法に基づき、また障害者グループホームは障害者自立支援法に基づき、それぞれ人員、設備等の基準が定められており、相互の利用が認められていない。このため、本県民間事業者が、高齢者、障害者がともに暮らせるグループホームを設置した際には、それぞれの基準がネックとなり、1階を認知症グループホームとして、2階を障害者グループホームとして別々に設置せざるを得なかった。このため、認知症グループホームにおける障害者の受入を可能とすることにより、真に高齢者と障害者が「共生」する住まいを確保する。

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

①地域の歴史や文化

- ・地域共生ホーム（富山型デイサービス）発祥の地
（H5年、「このゆびと一まれ」が開所）
- ・富山型デイサービス推進特区の認定（H15年）→H18年全国展開
（指定通所介護事業所で、知的障害者及び児童の受入が可能に）
- ・富山型福祉サービス推進特区の認定（H18年）→H22年、H23年 一部全国展開
（小規模多機能型居宅介護事業所で、障害者、障害児の利用が可能に）

②人材、NPO等の地域の担い手の存在等

- ・富山型デイサービス事業所 県内 82 箇所（H23.4.1 現在。ほぼ県内全域に展開）
- ・認知症グループホーム 県内 107 箇所（H23.4.1 現在。ほぼ県内全域に展開）
- ・共生型グループホーム(1階:認知症グループホーム、2階:障害者グループホーム) 県内 1 箇所

③地域内外の人材・企業等のネットワーク

- ・富山型デイサービス事業者で組織する「富山ケアネットワーク」（富山型デイサービス事業者のうち 54 事業者が参加）の存在
- ・「地域共生ホーム全国セミナー」を本県において隔年で開催（富山型デイサービスの魅力を全国に発信し、全国的なネットワークの形成。本年度で 5 回目の開催、参加者約 800 名。）

④その他の地域の蓄積

- ・高齢者・障害者等を地域住民が支える（見守り、生活支援等）ケアネット活動の実施（H15年～）

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする事業の内容

＜福祉的就労促進事業＞（解決策 a) 関連）

ア) 事業内容

富山型デイサービスにおいて、職員による障害者の支援（ケア）を行いながら、当該障害者を有償ボランティアとして雇用し、他の利用者のケアを行う。

イ) 想定している事業実施主体

特定非営利活動法人デイサービスこのゆびと一まれ、特定非営利活動法人ふらっと、ほかの富山

型デイサービス事業者等

ウ) 当該事業の先駆性

障害者が自ら支援を受けつつも、他の利用者を支援することによる当該障害者の自立促進、及び障害者は福祉サービスを受ける側との固定観念がある中、障害者も支援する側になり、福祉現場が正に障害者の新たな雇用・就労の場にもなりうるとの考えを広く普及する意味で、新たな発想であり、非常に先駆性がある。また、従来のような、比較的大きい規模の「福祉施設」での訓練に加え、規模の小さい「福祉現場」での訓練・働く場への展開を図ることで、なじみの人間関係による継続的就労が可能となり、障害者の多様な働き方を生み出すことに、非常に先駆性がある。

エ) 関係者の合意の状況

地域協議会における協議において関係者間で合意済み

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

富山型デイサービスにおいては、既に多くの障害者を有償（福祉的就労の工賃相当額）のボランティアとして雇用している。

<富山型デイサービス施設支援事業、富山型デイサービス起業家育成講座開催事業>（解決策 a）及び b) 関連)

ア) 事業内容

富山型デイサービスの設置を促進するため、富山型デイサービス施設の①新築整備、②既存施設を活用した改修、③新たな機能を付加するための改修、④利便性向上のための備品購入、⑤福祉車両の購入に対して助成する。また、ソフト面の支援として、富山型デイサービスを起業する者を育成するための講座を開催する。

イ) 想定している事業実施主体

富山県（既に実施済み）

ウ) 当該事業の先駆性

属性に応じた基準等が設定されている中で、高齢者、障害者、児童等の属性に関わらず、同時にケアを実施する富山型デイサービスは先駆的であるが、この富山型デイサービスを県単独で支援する当事業も先駆性がある。

エ) 関係者の合意の状況

富山型デイサービス施設支援事業は H16 年から、富山型デイサービス起業家育成講座開催事業は H14 年から既に実施済み

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

富山型デイサービス施設支援事業は H16 年から、富山型デイサービス起業家育成講座開催事業は H14 年から既に実施済み

<通所介護事業所での高齢者・障害者の宿泊サービス等提供事業>（解決策 b） 関連)

ア) 事業内容

指定通所介護事業所において、高齢者の宿泊（ショートステイ）及び延長預かりサービスを提供する。併せて、障害者を夜間においても受け入れる。

イ) 想定している事業実施主体

特定非営利活動法人デイサービスこのゆびと一まれ、ほかの指定通所介護事業者（富山型デイサ

ービス事業者を含む)等

ウ) 当該事業の先駆性

高齢者、障害者の宿泊サービスを提供する事業者が限られている中、通所介護事業所においても高齢者等の宿泊が可能となることで、家族介護者の負担が大幅に軽減され、緊急時にも柔軟に対応できる意味で、先駆性がある。

エ) 関係者の合意の状況

地域協議会における協議において関係者間で合意済み

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

富山型デイサービス事業者においては、既に、自主事業として高齢者、障害者の宿泊サービスを提供しているところもあり、サービス提供拡大に向けたノウハウの蓄積がある。

<認知症グループホームでの居宅サービス利用事業> (解決策 b) 関連)

ア) 事業内容

利用者の日常生活の自立を促すため、認知症グループホームにおいて、福祉用具貸与等の居宅サービスを利用する。

イ) 想定している事業実施主体

特定非営利活動法人しおんの家、ほかの認知症グループホーム事業者等

ウ) 当該事業の先駆性

認知症グループホーム内で提供されるサービスは、グループホーム内で完結することとされているが、グループホーム利用者が居宅サービスを利用(車いす等の福祉用具貸与等)することで、日常生活上の自立を促す効果が期待され、その意味で先駆性がある。

エ) 関係者の合意の状況

地域協議会における協議において関係者間で合意済み

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

認知症グループホーム利用者の要介護度が上がる中で、福祉用具貸与等の居宅サービスの利用により、グループホーム内のサービスと外部のサービスを組み合わせることによる、より利用者の立場に立った効果的なサービスを提供したいとの事業所の声がある。

<共生型グループホーム整備事業> (解決策 b) 及び c) 関連)

ア) 事業内容

総合特区の指定により、認知症グループホームにおいて障害者の受入が可能となれば、共生型グループホーム(障害者を受け入れる認知症グループホーム)の整備を促進する。

イ) 想定している事業実施主体

社会福祉法人にいかわ苑、ほかの共生型グループホームの設置を希望する事業者等

ウ) 当該事業の先駆性

高齢者、障害者ともに暮らせるグループホームが認められることで、グループホームの整備が加速し、障害者の住まいが拡大する点で、また、人員、設備等の効率的な利用が可能となり、効果的なサービス提供が可能となる点で、先駆性がある。

エ) 関係者の合意の状況

地域協議会における協議において関係者間で合意済み

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

本県では、富山型デイサービスの進展により、高齢者、障害者を分け隔てず、共に暮らせる社会を構築しようとする意識が強く、グループホームにおいても、認知症高齢者と障害者が共に暮らせる場を提供しようとする事業者が存在する。(共生型グループホーム(国の規制により、1階を認知症、2階を障害者のグループホームとする)が既に存在)

<病児・病後児保育拡充事業>(解決策 b) 関連)

ア) 事業内容

総合特区の指定により、病児・病後児保育事業の実施要件が緩和されれば、兼務の看護師等を配置し、病児・病後児保育事業を実施する。

イ) 想定している事業実施主体

保育所と保育所以外の施設を併せて経営する社会福祉法人等

ウ) 当該事業の先駆性

病児・病後児保育事業が拡大することにより、仕事と子育ての両立が促される点で、先駆性がある。

エ) 関係者の合意の状況

地域協議会における協議において関係者間で合意済み

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

現在の病児・病後児保育事業の実施要件である専任の看護師等の配置基準が見直されれば、病児・病後児保育事業に参入する予定の社会福祉法人が存在する。

<障害者グループホーム等整備事業>(解決策 c) 関連)

ア) 事業内容

障害者グループホーム、ケアホームの改築を促進する。

イ) 想定している事業実施主体

社会福祉法人セーナー苑、ほかの障害者グループホーム、ケアホームの設置事業者等

ウ) 当該事業の先駆性

障害者グループホーム、ケアホームの改築を進め、障害者の居住環境を改善する点で、先駆性がある。

エ) 関係者の合意の状況

地域協議会における協議において関係者間で合意済み

オ) その他当該事業の熟度を示す事項

改築による利用者の居住環境改善を希望する障害者グループホーム、ケアホームの設置事業者が存在する。

ii) 地域の責任ある関与の概要

ア) 地域において講ずる措置

a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ・NPO 法人に対する支援税制(法人県民税、不動産取得税、自動車取得税、自動車税)(H15 年より措置)

法人県民税：収益事業を行わない NPO 法人については、法人県民税均等割の全額を減免。

収益事業を行う NPO 法人については、設立後 3 年以内の赤字事業年度における法人県民税均等割の全額を減免。

不動産取得税：設立後 3 年以内に、不動産を無償で取得した場合の不動産取得税の全額を減免。

自動車取得税：設立後 3 年以内に、自動車を無償で取得した場合の自動車取得税の全額を減免。

自動車税：福祉事業のために使用され、一定の要件を満たす自動車について、自動車税を課税免除。

- ・富山型デイサービスの起業家を育成するための講座の開催（H14 年より措置／H23 年度予算額：60 万円）
- ・富山型デイサービス整備に対する助成（新築、改修、環境改善）（H16 年より措置／H23 年度予算額：2,420 万円）
- ・富山型デイサービスの職員の資質向上を図る研修の実施（H17 年より措置／H23 年度予算額：30 万円）
- ・地域共生ホーム全国セミナー開催に対する助成（H15 年より隔年措置／H23 年度予算額：50 万円）
- ・障害者グループホームの中古住宅取得費・初度設備費に対する助成（H20 年より措置／H23 年度予算額：2,200 万円）
- ・障害者グループホーム、ケアホームの夜間支援体制の整備に対する助成（H21 年より措置／H23 年度予算額：1,052 万円）
- ・小規模多機能型事業所併設の高齢者向け住まい（介護あんしんアパート）の整備に対する助成（H17 年より措置／H23 年度予算額：2,000 万円）

b) 地方公共団体等における体制の強化

- ・H23.4 県厚生部長をトップに、総合特区推進プロジェクトチームを編成（厚生部次長、関係 4 課長（厚生企画課長、障害福祉課長、高齢福祉課長、児童青年家庭課長））

c) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・富山型デイサービス事業者で組織する「富山ケアネットワーク」において各種研修事業等を実施
- ・「富山ケアネットワーク」の月 1 回の定例会に県職員も参加し、意見交換を実施

イ) 目標に対する評価の実施体制

a) 目標の評価の計画

数値目標（1）：毎年度末に評価実施予定

数値目標（2）：毎年度末に評価実施予定

数値目標（3）：毎年度末に評価実施予定

b) 評価における地域協議会の意見の反映方法

総合特区推進プロジェクトチームによる実務的な評価のほか、毎年度末に地域協議会を開催し、数値目標に対する評価を実施及び目標を達成するための方策等について検討する。

c) 評価における地域住民の意見の反映方法

「富山ケアネットワーク」が開催する富山型デイサービスの普及に関するセミナー、フォーラム等の場、及び県職員が地域に出向き、所管の県行政について話をする「出前県庁」の場において、地域住民等の意見を聴取する。また、地域住民から出た意見を毎年度末に開催する地域協議会での議論に反映する。

iii) 事業全体の概ねのスケジュール

ア) 事業全体のスケジュール

H23年度：福祉的就労促進事業の実施

富山型デイサービス施設支援事業、富山型デイサービス起業家育成講座開催事業の実施

H24年度～：上記以外の事業については、国の規制緩和等が必要なことから、総合特区の指定により、規制緩和等の措置が実施された後、順次実施

(通所介護事業所での高齢者・障害者の宿泊サービス等提供事業、認知症グループホームでの居宅サービス利用事業、共生型グループホーム整備事業、病児・病後児保育拡充事業、障害者グループホーム等整備事業)

イ) 地域協議会の活動状況

H22年8月：富山ケアネットワークの定例会の場に出た意見をもとに、国に対し求める規制緩和等の項目について取りまとめ

H23年2月：富山ケアネットワークの定例会の場で、国に対し求める規制緩和等の項目について、改めて検討

H23年6月：地域協議会の中心的な構成員となる「富山ケアネットワーク」、「特定非営利活動法人 デイサービスこのゆびと一まれ」、「特定非営利活動法人ふらっと」及び「社団法人富山県手をつなぐ育成会」から、総合特区の指定申請に向けた具体的検討内容について、個別に意見を聴取

H23年9月：総合特区法に基づく地域協議会を設置

- ・構成員：富山ケアネットワーク、特定非営利活動法人デイサービスこのゆびと一まれ、特定非営利活動法人ふらっと、特定非営利活動法人デイケアハウスにぎやか、特定非営利活動法人ありがた家、社団法人富山県手をつなぐ育成会、社会福祉法人にいかわ苑、社会福祉法人セーナー苑、富山県認知症グループホーム連絡協議会、富山県民間保育連盟、社会福祉法人富山県社会福祉協議会、富山県
- ・事務局：富山県（厚生部厚生企画課）

H23年9月：地域協議会において、総合特区の指定申請内容について、最終的に確認・合意

指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面



(別添6)

地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成23年9月30日

内閣総理大臣 殿

富山県知事 石井 隆 一

総合特別区域法第33条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

規制の特例措置等の提案書

1 提案団体名

富山県

2 提案内容

別表のとおり

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名：富山県

| 提案事項 管理番号 ※事務局 記入欄 | 提案事項名 | 現行の規制・制度の概要 と問題点 | 改善提案の具体的内容 | 提案理由 | 政策課題・解決策との関係 | | 根拠法令等 | 現行の規 制・制度の所 管・関係官庁 | 区分 | | | | | |
|-----------------------------|--|---|---|---|---|--|---|--------------------------|----|----|----|----|-----|--|
| | | | | | 政策課題 | 解決策 | | | 規制 | 税制 | 財政 | 金融 | その他 | |
| | 就労継続支 援 B 型事業 所に関する 規模要件の 緩和 | 障害者自立支援法に基 づく障害福祉サービ スの事業の設備及び運 営に関する基準の規定 により、就労継続支援 B 型事業所の規模要件が 「20 人以上の利用」と されており、規模の小さ な NPO 法人での実施が できない。 | 障害者自立支援法に基 づく障害福祉サービ スの事業の設備及び運 営に関する基準で規定す る、「20 人」の人員を利 用させることができるこ ととされている規模要 件を「5 人以上」に緩 和する。 | 富山型デイサービス（地 域共生ホーム）では、 障害者が職員による支 援（ケア）を受けなが ら、有償ボランティア として他の利用者の支 援（配膳、掃除、洗濯 等）を行っている例が 多数あるが、就労継続 B 型事業所の規模要件 を満たさないことから 、報酬面での評価がな されていない。 このため、一般雇用に よる職業的自立が困難 な障害者の就労機会を 拡大を図り、障害者の 特別支援学校等卒業後 の選択肢を拡大するた め、基準の緩和を求め るもの。 | 障害者が身近な地域 で生活を継続するため には、身近な地域で就 労することが必要 | 障害者の就労に対する 選択肢を拡大し、雇用 ・就労機会を場の場を 拡大するため有効 | 障害者自立支援法に基 づく障害福祉サービ スの事業の設備及び運 営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）第 88 条にお いて準用する第 37 条 に定める利用人員を 20 人以上から 5 人以上 に緩和 | 厚生労働省 | ○ | | | | | |
| | ※就労継続支援 B 型：通常 の事業所に雇用されるこ とが困難であって、雇用 契約に基づく就労が困難 である障害者が対象 | | | | | | | | | | | | | |
| | 障害者雇用 報奨金の要 件緩和 | 障害者雇用報奨金の支 給対象となる障害者雇 用者数の要件が厳しい ことから、小規模事業者 への適用が難しい。 | 障害者雇用報奨金の適 用要件を、障害者雇用 月 6 人以上（年度 72 人/12 月）から月 2 人以上（年度 24 人/12 月）に緩和するととも に、雇用人数に応じて 支給額に差を設ける。 | 障害者の小規模事業所 での一般雇用を促進す るため、障害者雇用報 奨金の要件緩和（常時 雇用労働者数）を求め るもの。 | 障害者が身近な地域 で生活を継続するため には、身近な地域で就 労することが必要 | 障害者の一般就労を促 進するため有効 | 独立行政法人高齢・障 害者雇用支援機構の 規定改正 | 厚生労働省 | ○ | | | | | |
| | 通所介護事 業所におけ る高齢者の 宿泊及び障 害者の受入 | ・指定通所介護事業所 においては、介護保険 法に基づく指定居宅サ ービス等の事業の人員 、設備及び運営に関す る基準により、介護サ ービスとしての宿泊や 時間延長が認められ ないため、当該ニーズ に対応できない。 ・障害者自立支援法に 基づく指定障害福祉サ ービスの事業等の人員 、設備及び運営に関す る基準においても、障 害者の受入は認めら れないため、当該ニ ーズに対応できない。 | 介護保険法に基づく指 定居宅サービス等の事 業の人員、設備及び運 営に関する基準に、通 所介護事業所における 宿泊や延長預かりの 介護サービスを受ける ことができるよう、改 正を求めるもの。ま た、そのうえで、日 中サービスと同様に 障害児の受入を可能 とする（基準該当）。 | 通所介護利用者の緊急 的・短期間のニーズに 対応し、家族介護者を 支援するため、通所 介護事業所を活用し 、宿泊や延長預かり の介護サービスを受け ることができるよう、 改正を求めるもの。 また、そのうえで、 日中サービスと同様 に障害児の受入を可 能とするため、基準 の緩和を求めるもの。 | 高齢者・障害者が 身近な地域で生活を 継続するためには、多 様な福祉サービスの 展開が必要 | 地域に密着した多 様な福祉サービスの 展開に資する | 介護保険法に基づく 指定居宅サービス等 の事業の人員、設備 及び運営に関する基 準（平成 11 年厚生 労働省令第 37 号） 「第 7 章通所介護」 に宿泊や延長預か りに関する基準を追 加 障害者自立支援法に 基づく指定障害福祉 サービスの事業等の 人員、設備及び運 営に関する基準（平 成 18 年厚生労働省 令第 171 号）第 125 条の 2 の実施主体 に指定通所介護事 業所を追加 | 厚生労働省 | ○ | | | | | |
| | 認知症対応 型共同生活 介護利用者 の居宅サー ビス利用 | 介護保険法に基づく 指定地域密着型サー ビスの事業の人員、 設備及び運営に関 する基準の規定に よって、認知症グ ループホームにお いては、入居者が 福祉用具貸与、訪 問看護等の居宅サ ービスを利用でき ないこととされて おり、認知症グ ループホーム利用 者のニーズに対 応できない。 | 介護保険法に基づく 指定地域密着型サー ビスの事業の人員、 設備及び運営に関 する基準で規定す る「当該共同生活 住居における介護 従事者以外の者 による介護を受け させない」を削除 し、認知症グ ループホーム利用 者が、福祉用具 貸与等の居宅サ ービスの利用を 可能とする。 | 利用者の要介護度 が高くなり、福祉 用具（車椅子、介 護ベッド等）の貸 与、訪問看護等 のサービスが必要 となる利用者が増 加すると考えられ ることから、利用 者が居宅サービ スを利用できるよ う、改正を求め るもの。 | 高齢者が身近な 地域で生活を継 続するためには、 多様な福祉サー ビスの展開が必 要 | 地域に密着した 多様な福祉サー ビスの展開に資 する | 介護保険法に基づく 指定地域密着型サ ービスの事業の 人員、設備及び 運営に関する基 準（平成 18 年 厚生労働省令第 34 号）第 99 条 第 2 項の「利用 者の負担により、 当該共同生活住 居における介護 従業者以外の者 による介護を受け させない」を削 除 | 厚生労働省 | ○ | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------------------------|---|--|--|--|------------------------------|--|-------|---|--|--|---|--|--|
| | 地域共生加算の創設等介護報酬体系の見直し | 富山型デイサービス(地域共生ホーム)においては、高齢者、障害者、児童等が交流することによる効用(高齢者の認知症状の改善等)が顕著である一方、職員の負担は大きい、このことに対する介護報酬上の評価がなされていない。 | 富山型デイサービスにおける多様な利用者(高齢者、障害者、児童等)が交流することの効用に対して、地域共生加算(仮称)の創設等により、介護報酬上の評価を行う。 | 富山型デイサービスでは、高齢者、障害者、児童等多様な利用者を同時にケアすることから、職員(事業者)の負担が大きい。富山型デイサービスの設置をさらに促進し、身近な地域での「共生」を実現するため、介護報酬上の特段の措置を求めるもの。 | 高齢者、障害者、児童等誰もが、住み慣れた身近な地域で生活を継続するため、この提案を措置することは必要 | 地域に密着した多様な福祉サービスの展開に資する | 介護報酬の算定基準の改正 | 厚生労働省 | | | | ○ | | |
| | 地域共生ホームに対する報酬加算の適用拡大 | 富山型デイサービス(地域共生ホーム)においては、指定障害福祉サービス事業所と同様の支援サービスを行っているが、報酬上の評価がなされていない。 (利用者が急病等による利用を中止した際の相談援助、サービス利用開始ときから30日以内の初期的対応、送迎サービス など) | 富山型デイサービスが指定障害福祉サービス事業所と同様のサービスを行う場合、指定障害福祉サービス事業所と同様の報酬加算を適用することにより、報酬上の評価を行う。 <加算名> ・生活介護:欠席時対応加算、初期加算、訪問支援特別加算 ・児童デイ:欠席時対応加算、家庭連携加算、訪問支援特別加算、医療連携体制加算、送迎加算 ・自立訓練(機能訓練):欠席時対応加算、初期加算 | 富山型デイサービスでは、資格要件などを必要としないサービスについては、指定障害福祉サービス事業者と同様のサービスを行っているが、報酬上、評価されていない。このため、利用者の保護者等からのニーズも大きいことから、加算適用を求めるもの。 | 高齢者、障害者、児童等誰もが、住み慣れた身近な地域で生活を継続するため、この提案を措置することは必要 | 地域に密着した多様な福祉サービスの展開に資する | 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省令第523号)の生活介護、児童デイサービス、自立訓練(機能訓練)における該当加算の対象事業所に、基準該当事業所(みなし含む)を追加 | 厚生労働省 | | | | ○ | | |
| | 病児・病後児保育事業の要件緩和及び補助制度の改善 | 病児・病後児保育事業実施要綱の規定により、病児・病後児保育事業の実施には、専任の看護師等の配置が必須とされており、看護師等の確保が難しいため、事業の実施が困難となっている。 | 病児・病後児保育事業実施要綱を改正し、病児・病後児保育事業の実施の要件となっている専任の看護師等の配置を、兼務の看護師等にも拡大するとともに、保育対策等促進事業費補助金交付要綱の改正により、兼務の看護師等の配置による事業実施の場合も、補助の対象とするよう、補助制度を改善する。 | 兼務の看護師等に要件を拡大することにより、看護師等の確保を図るとともに、利用児童数に応じた補助を行うことにより、病児・病後児保育事業を拡大しようとするもの | 誰もが身近な地域で生活を継続するためには、仕事と育児の両立を支援することが必要 | 地域に密着した多様な福祉サービスの展開に資する | ・「保育対策等促進事業の実施について」(H20.6.9 雇児発第0609001 局長通知)の別添3「病児・病後児保育事業実施要綱」の5実施要件「看護師等を利用児童おおむね10人につき1名以上配置」を兼務の看護師等に拡大 ・「保育対策等促進事業費補助金交付要綱」別表3病児・病後児保育事業②加算分(利用児童数により区分)のみの補助ができるよう制度を改善 | 厚生労働省 | ○ | | | ○ | | |
| | 認知症対応型共同生活介護事業所への障害者受入 | 認知症、障害者のグループホームは、介護保険法、障害者自立支援法によりそれぞれ定員、職員配置、設備等の基準が定められており、高齢者、障害者とともに利用対象とするグループホームの設置は認められていない。 | 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を改正し、障害者の認知症グループホーム利用を、その定員の範囲内で可能とし、基準該当共同生活援助として自立支援給付の対象とする。 | ・障害者のグループホームの設置が進まず、サービスを受けることが困難な障害者の受け皿が必要であるため、基準の緩和により、認知症グループホームにおける障害者の利用を可能とするよう求めるもの。 ・本県においては、1階が認知症、2階が障害者のグループホームをH21.12に民間事業者が開設したが、開設に際しては、それぞれの制度の狭間で苦勞された。 | 障害者・高齢者が共に身近な地域で生活を継続することを可能とするため、この規制緩和を措置することは必要 | 障害者・高齢者の住み慣れた地域での「住まい」の確保に有効 | 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)「第14章共同生活援助」に基準該当障害福祉サービスに関する基準を追加 | 厚生労働省 | ○ | | | | | |
| | 障害者グループホーム等の改築等に対する補助制度の改善 | 障害者グループホーム、ケアホームの増改築等に対する補助は、障害者自立支援特例基金での対応が可能となっているが、恒久的なものとはなっていない。 | 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に、障害者グループホーム、ケアホームの増改築等に対する補助の取扱いを明確に位置付け、制度を恒久的なものとする。 | 障害者の地域移行を促進するためにグループホーム、ケアホームの整備を積極的に推進する必要があり、そのためには、整備への助成が必要であることから、要綱の改正を求めるもの。 | 障害者が身近な地域で生活を継続することを可能とするため、この提案を措置することは必要 | 障害者の住み慣れた地域での「住まい」の確保に有効 | 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号)第2第3項第1号の対象に「共同生活援助施設」及び「共同生活介護」を追加 | 厚生労働省 | ○ | | | ○ | | |

関係地方公共団体の意見の概要

| 関係地方公共団体名 | 富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町（富山県内の全市町村） | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|----|-------|----------|--|------------------------------|---|-------------------|--|-------------------------------|--|
| 当該地方公共団体が関係すると判断する理由 | 総合特区として見込む区域は、富山県内全域としているため | | | | | | | | | | |
| 意見を聴いた日 | 平成23年9月16日～9月27日 | | | | | | | | | | |
| 意見聴取の方法 | 書面による意見聴取に加え、Eメール・電話により意見聴取 | | | | | | | | | | |
| 意見の概要 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>意見の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特区申請について</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の申請は、富山型デイサービス事業者を中心に、赤ちゃんからお年寄りまで、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で生活が継続できる社会実現のために必要（砺波市） ・今回申請の取組・事業を推進することにより、富山型デイサービス等での障害児・者の受入が一層進み、身近な住み慣れた地域での生活が実現されると思われるので、是非、総合特区として指定されることを希望（舟橋村） ・共生社会実現のため、要件の緩和等を盛り込んだ特区の申請は有効であると考えているが、特区指定により新たな問題が生じることも懸念。このため、制度上の問題がないか等について、検討の必要（富山市） </td> </tr> <tr> <td>就労継続支援 B 型事業所に関する規模要件の緩和について</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・一般雇用による職業的自立が困難な障害者の支援及び就労機会の拡大を図るために必要（高岡市、魚津市、黒部市、砺波市） ・富山型デイサービス以外に、規模の小さな NPO 法人等でも基準該当障害福祉サービス事業所として登録できるよう要件緩和し、障害者の受入を可能とするとともに、事業所の選択が可能となるよう希望（氷見市） ・就労継続支援 B 型事業所では、現在内職的な業務が多く見られるが、富山型デイサービス事業所等で B 型事業所を実施することは、より障害者の特性を活かした職務内容が期待でき、障害者の就労意欲の向上が期待できることから、就労機会の拡大につながる（射水市） ・障害者の就労的な日中活動の場はまだ不足しており、活動内容がこれまでの事業所と異なるものであれば、新たな受け皿として機能すると考える。一方、就労訓練施設が介護保険事業所を兼ねることとなることから、事業者指定上の問題発生を懸念（富山市） </td> </tr> <tr> <td>障害者雇用報奨金の要件緩和について</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の小規模事業所での一般雇用促進のため必要であり、提案に賛成（高岡市、魚津市、氷見市、黒部市、砺波市） ・小規模事業者への適用が容易になるよう、要件緩和をすることはよいが、障害者雇用納付金を支払っている事業者との均衡を考慮する必要（富山市） </td> </tr> <tr> <td>通所介護事業所における高齢者の宿泊及び障害者の受入について</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所における障害者・障害児の受入を可能とする今回の提案に賛成（魚津市、黒部市） ・通所介護事業所における障害者の受入については、制度化されることにより、障害者の短期受入が少しでも可能になるので望ましい（高岡市） ・当市には、障害者の短期入所の施設が少なく、緊急的な場合でも市外・県外の施設を利用せざるを得ない状況であることから、通所介護事業所における障害者・児の宿泊を可能とするよう希望（氷見市） ・障害者の短期入所の定員は限られており、満床であることも多く、在宅の障害者の緊急的なニーズの対応として、通所介護事業所で短期間の宿泊や延長利用ができることが望ましい。（射水市） </td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 意見の概要 | 特区申請について | <ul style="list-style-type: none"> ・今回の申請は、富山型デイサービス事業者を中心に、赤ちゃんからお年寄りまで、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で生活が継続できる社会実現のために必要（砺波市） ・今回申請の取組・事業を推進することにより、富山型デイサービス等での障害児・者の受入が一層進み、身近な住み慣れた地域での生活が実現されると思われるので、是非、総合特区として指定されることを希望（舟橋村） ・共生社会実現のため、要件の緩和等を盛り込んだ特区の申請は有効であると考えているが、特区指定により新たな問題が生じることも懸念。このため、制度上の問題がないか等について、検討の必要（富山市） | 就労継続支援 B 型事業所に関する規模要件の緩和について | <ul style="list-style-type: none"> ・一般雇用による職業的自立が困難な障害者の支援及び就労機会の拡大を図るために必要（高岡市、魚津市、黒部市、砺波市） ・富山型デイサービス以外に、規模の小さな NPO 法人等でも基準該当障害福祉サービス事業所として登録できるよう要件緩和し、障害者の受入を可能とするとともに、事業所の選択が可能となるよう希望（氷見市） ・就労継続支援 B 型事業所では、現在内職的な業務が多く見られるが、富山型デイサービス事業所等で B 型事業所を実施することは、より障害者の特性を活かした職務内容が期待でき、障害者の就労意欲の向上が期待できることから、就労機会の拡大につながる（射水市） ・障害者の就労的な日中活動の場はまだ不足しており、活動内容がこれまでの事業所と異なるものであれば、新たな受け皿として機能すると考える。一方、就労訓練施設が介護保険事業所を兼ねることとなることから、事業者指定上の問題発生を懸念（富山市） | 障害者雇用報奨金の要件緩和について | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の小規模事業所での一般雇用促進のため必要であり、提案に賛成（高岡市、魚津市、氷見市、黒部市、砺波市） ・小規模事業者への適用が容易になるよう、要件緩和をすることはよいが、障害者雇用納付金を支払っている事業者との均衡を考慮する必要（富山市） | 通所介護事業所における高齢者の宿泊及び障害者の受入について | <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所における障害者・障害児の受入を可能とする今回の提案に賛成（魚津市、黒部市） ・通所介護事業所における障害者の受入については、制度化されることにより、障害者の短期受入が少しでも可能になるので望ましい（高岡市） ・当市には、障害者の短期入所の施設が少なく、緊急的な場合でも市外・県外の施設を利用せざるを得ない状況であることから、通所介護事業所における障害者・児の宿泊を可能とするよう希望（氷見市） ・障害者の短期入所の定員は限られており、満床であることも多く、在宅の障害者の緊急的なニーズの対応として、通所介護事業所で短期間の宿泊や延長利用ができることが望ましい。（射水市） |
| 項目 | 意見の概要 | | | | | | | | | | |
| 特区申請について | <ul style="list-style-type: none"> ・今回の申請は、富山型デイサービス事業者を中心に、赤ちゃんからお年寄りまで、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で生活が継続できる社会実現のために必要（砺波市） ・今回申請の取組・事業を推進することにより、富山型デイサービス等での障害児・者の受入が一層進み、身近な住み慣れた地域での生活が実現されると思われるので、是非、総合特区として指定されることを希望（舟橋村） ・共生社会実現のため、要件の緩和等を盛り込んだ特区の申請は有効であると考えているが、特区指定により新たな問題が生じることも懸念。このため、制度上の問題がないか等について、検討の必要（富山市） | | | | | | | | | | |
| 就労継続支援 B 型事業所に関する規模要件の緩和について | <ul style="list-style-type: none"> ・一般雇用による職業的自立が困難な障害者の支援及び就労機会の拡大を図るために必要（高岡市、魚津市、黒部市、砺波市） ・富山型デイサービス以外に、規模の小さな NPO 法人等でも基準該当障害福祉サービス事業所として登録できるよう要件緩和し、障害者の受入を可能とするとともに、事業所の選択が可能となるよう希望（氷見市） ・就労継続支援 B 型事業所では、現在内職的な業務が多く見られるが、富山型デイサービス事業所等で B 型事業所を実施することは、より障害者の特性を活かした職務内容が期待でき、障害者の就労意欲の向上が期待できることから、就労機会の拡大につながる（射水市） ・障害者の就労的な日中活動の場はまだ不足しており、活動内容がこれまでの事業所と異なるものであれば、新たな受け皿として機能すると考える。一方、就労訓練施設が介護保険事業所を兼ねることとなることから、事業者指定上の問題発生を懸念（富山市） | | | | | | | | | | |
| 障害者雇用報奨金の要件緩和について | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の小規模事業所での一般雇用促進のため必要であり、提案に賛成（高岡市、魚津市、氷見市、黒部市、砺波市） ・小規模事業者への適用が容易になるよう、要件緩和をすることはよいが、障害者雇用納付金を支払っている事業者との均衡を考慮する必要（富山市） | | | | | | | | | | |
| 通所介護事業所における高齢者の宿泊及び障害者の受入について | <ul style="list-style-type: none"> ・通所介護事業所における障害者・障害児の受入を可能とする今回の提案に賛成（魚津市、黒部市） ・通所介護事業所における障害者の受入については、制度化されることにより、障害者の短期受入が少しでも可能になるので望ましい（高岡市） ・当市には、障害者の短期入所の施設が少なく、緊急的な場合でも市外・県外の施設を利用せざるを得ない状況であることから、通所介護事業所における障害者・児の宿泊を可能とするよう希望（氷見市） ・障害者の短期入所の定員は限られており、満床であることも多く、在宅の障害者の緊急的なニーズの対応として、通所介護事業所で短期間の宿泊や延長利用ができることが望ましい。（射水市） | | | | | | | | | | |

| | | |
|--|---|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者の受入（時間延長）については、体制が整っていれば可能（富山市） ・高齢者の宿泊については、適正なサービスの提供が行えるように、設備基準、人員基準、運営基準を規定することが必要（高岡市） ・高齢者の宿泊については、他の施設との兼ね合いがあることから、内容（一人当たり面積、プライバシー保護、職員体制、宿泊金額、利用者以外の負担）を検討する必要（氷見市） ・通所介護事業所での宿泊を認めると、小規模多機能型居宅介護と類似性が高くなり、利用者の棲み分けが難しくなるのではないか。また、小規模多機能型居宅介護の開設数が増えない要因となることも考えられるので、実施する場合は、宿泊の回数、時間等について適正に規定することが望ましい（砺波市） |
| | <p>認知症対応型共同生活介護利用者の居宅サービス利用について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・今回の提案に賛成（魚津市） ・認知症グループホームは、制度上は「居宅」であるのに、いろいろな面で実質的には「施設」の扱いとなっていることから、提案内容に賛成（砺波市） ・認知症グループホーム事業者の意見を十分に聴いてもらいたい（黒部市） ・現行においても、グループホーム事業者の費用負担により、居宅サービスを利用させることは可能であり、今回提案の内容では、利用者の負担増につながる（富山市） |
| | <p>地域共生加算の創設等介護報酬体系の見直し及び地域共生ホームに対する報酬加算の適用拡大について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・富山型デイサービスの運営を考慮すると、介護報酬上の特別の措置を求めることに賛成（魚津市、砺波市） ・介護報酬上の特段の措置が得られない場合、県単独での対応を検討されたい（立山町） ・当該サービスに係る介護報酬を検討するに当たっては、富山型デイサービスにおける認定基準（職員数、利用人員、利用時間等）を明確化する必要（黒部市） ・富山型デイサービスに加算をする場合は、他の施設と同様、職員の加配をすべき（氷見市） ・障害者や乳幼児等へのサービスを介護報酬上で評価することは、介護保険料の上昇につながることを懸念される（高岡市） ・介護報酬体系での評価であれば、利用者の症状改善に応じた加算として考えるべき（富山市） |
| | <p>病児・病後児保育事業の要件緩和及び補助制度の改善について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・今回の提案に賛成（黒部市） ・事業促進のため、看護師要件の緩和を期待（氷見市） ・看護師の配置基準の要件緩和は、病児・病後児保育事業の拡充に必要。また、事業の安定的な運営のため、補助制度についても配慮が必要（魚津市、砺波市） ・兼務の看護師等へも要件を緩和することは、事業実施施設の増加につながると考えるが、安全な事業実施の担保が必要（富山市） |
| | <p>認知症対応型共同生活介護事業所への障害者受入について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの利用が困難な障害者の受け皿として、基準の緩和は必要（高岡市、魚津市、黒部市、砺波市） ・当市においても、今後障害者のグループホーム・ケアホームのニーズが高まっていくと予想され、1 社会福祉法人だけでは充足困難なため、認知症グループホーム等を自立支援給付の対象となるよう基準緩和を希望（氷見市） ・認知症グループホームの定員の中で障害者の共同生活援助を提供することは、施設にとって減収となり、現実的な受入は難しい。また、障害者も居住費等の支払を障害年金の中で行うことは困難な場合が考えられる。このため、内数ではなく、認知症グループホーム1ユニット、共同生活援助1ユニットの方が、地域の理解も得やすく、施設側の受入も障害者の利用もしやすくなると考える（射水市） ・認知症の利用者と知的・精神障害の利用者を同時に処遇するのは困難を伴うので、要件緩和をする際は、厳密なルールが必要（富山市） |

| | | |
|--------------------------------|---|--|
| | <p>障害者グループホーム等の改築等に対する補助制度の改善について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者グループホームの増改築等に対する補助金を恒久的なものとするよう希望（富山市、魚津市、黒部市、氷見市、砺波市） ・ 障害者の地域移行を進めるためにも、グループホームの増改築は必要であり、基金対応が終了すれば補助充当額が減少するため、益々整備ができにくくなる。このようなことから、社会福祉施設等施設整備補助金の補助対象に追加され、補助内容が明確化されることを希望（高岡市） ・ 障害者グループホームの報酬単価は、日中活動の分離等により低く抑えられ、また小規模であることから、減価償却費や改修費等を計上していくことは困難な状況にある。このため、障害者グループホームの維持継続を考慮すると、増改築等に対する恒久的な補助が必要（射水市） |
| <p>※ 上記に記載のない市町村は、特段の意見なし。</p> | | |
| <p>意見に対する対応</p> | <p>取りまとめた関係地方公共団体の意見を踏まえ、とやま地域共生型福祉推進特区地域協議会において改めて協議した結果、今後基準の設定等具体的に検討すべき事項はあるものの、今回の総合特区申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案内容については、基本的に関係地方公共団体の賛同を得たものと考えられることから、地域協議会での合意どおり、総合特区の指定申請を行う。</p> | |

地域協議会の概要

| | |
|-----------|--|
| 地域協議会の名称 | とやま地域共生型福祉推進特区地域協議会 |
| 地域協議会の設置日 | 平成23年9月16日 |
| 地域協議会の構成員 | 富山県 富山ケアネットワーク 特定非営利活動法人デイサービスこのゆびと一まれ 特定非営利活動法人ふらっと 特定非営利活動法人デイケアハウスにぎやか 特定非営利活動法人ありがた家 富山県認知症グループホーム連絡協議会 社団法人富山県手をつなぐ育成会 社会福祉法人にいかわ苑 社会福祉法人セーナー苑 富山県民間保育連盟 社会福祉法人富山県社会福祉協議会 |
| 協議を行った日 | 平成23年9月16日～9月27日 |
| 協議の方法 | 持ち回り協議、電子メールの活用による協議 |
| 協議会の意見の概要 | <p>① ケアホーム、障害者グループホームの立地基準の緩和（当初案）については、市街地との距離などの一定の条件を付すとはいえ、入所施設と同一の敷地内での整備では、本来の「障害者の地域移行」の理念・趣旨とは相容れない面があるのではないかと意見</p> <p>② 就労継続支援 B 型事業所の規模要件については、「20人以上の利用」から「5人以上の利用」に緩和しても、小規模を特徴の一つとする富山型デイサービス事業所において、実施主体となることができる事業所は少ないのではないかと意見</p> <p>③ 障害者雇用報奨金については、単に支給要件を緩和するのでは、障害者雇用のインセンティブが働きにくくなるのではないかと意見</p> <p>④ 認知症グループホームにおける障害者の受入については、認知症グループホームの定員の枠内で障害者を受け入れると、収入が少なくなり、経営面では大変厳しくなるとの意見</p> |
| 意見に対する対応 | <p>①について：地域協議会における関係者間での合意を得る見込みが立たないため、今回の指定申請においては、規制の特例措置等の提案対象とはしない。</p> <p>②について：まずは、富山型デイサービス事業所が就労継続支援 B 型事業所の実施主体となるための突破口を開くとの点で、今回の規制の特例措置等の提案は意味があるとの合意ができたことから、引き続き、「5人以上の利用」に要件を緩和する提案を行う。</p> <p>③について：支給要件の緩和を単に求めるのではなく、障害者雇用の人数に応じて、報奨金の支給額が異なる仕組みとなるよう、規制の特例措置等の提案内容を変更する。</p> <p>④について：障害者も高齢者も分け隔てなく、共に暮らすという理念を皆で共有することは大変重要であり、今回の申請に当たっては「理念」を優先することで最終的に合意に達し、規制緩和の特例措置として提案する。</p> |

指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）

| 事業名 | 適用を見込む規制の特例措置等 | 新たな提案 |
|------------------------------|--|-------|
| 福祉的就労促進事業 | 就労継続支援 B 型事業所に関する規模要件の緩和（規制の特例措置） | ○ |
| 富山型デイサービス施設支援事業 | 地域共生加算の創設等介護報酬体系の見直し（財政上の支援措置） 地域共生ホームに対する報酬加算の適用拡大（財政上の支援措置） | ○ |
| 通所介護事業所での高齢者・障害者の宿泊サービス等提供事業 | 通所介護事業所における高齢者の宿泊及び障害者の受入（規制の特例措置） | ○ |
| 認知症グループホームでの居宅サービス利用事業 | 認知症対応型共同生活介護利用者の居宅サービス利用（規制の特例措置） | ○ |
| 共生型グループホーム整備事業 | 認知症対応型共同生活介護事業所への障害者受入（規制の特例措置） | ○ |
| 病児・病後児保育拡充事業 | 病児・病後児保育事業の要件緩和及び補助制度の改善（規制の特例措置、財政上の支援措置） | ○ |
| 障害者グループホーム等整備事業 | 障害者グループホーム、ケアホームの改築等に対する補助制度の改善（規制の特例措置、財政上の支援措置） | ○ |

別添 1 1 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧（参考資料）

●基本事項

| | | | | | | | | | | |
|--------------|----------------|-----|---------|----------|------|-------|------|---------------------------|--------|--|
| 地方公共団体に関する情報 | 地方公共団体名 | 富山県 | 担当部署名 | 厚生部厚生企画課 | 担当者名 | | 電話番号 | | E-Mail | |
| 総合特別区域の名称 | とやま地域共生型福祉推進特区 | | 国際・地域の別 | 地域 | 対象地域 | 富山県全域 | 計画期間 | 平成 24 年度 ～ 平成 28 年度（5 年間） | | |

●国の財政支援を希望する事業

| 事業番号 | 事業名 | 事業内容 | 実施主体 | 所管省庁名 | 国の制度名 | 新規 拡充 | 新規・拡充内容 | 総事業費 (単位：千円) | 年度別 事業費（上段）・国費(下段) (単位：千円) | | | | |
|------|-----------------|-----------------------------------|--------------------------------|-------|--|----------|--|-----------------|----------------------------|--------|--------|--------|--------|
| | | | | | | | | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
| 1 | 病児・病後児保育拡充事業 | 兼務の看護師等の配置による病児・病後児保育事業の実施 | 保育所と保育所以外の施設を併せて経営する社会福祉法人 | 厚生労働省 | 保育対策等促進事業費補助金交付要綱 | 拡充 | 病児・病後児保育事業の実施を兼務の看護師等にも拡大するとともに、この場合にも補助の対象とするよう、左記要綱に位置付ける。 | 27,500 | 2,500 | 5,000 | 5,000 | 7,500 | 7,500 |
| | | | | | | | | | 833 | 1,666 | 1,666 | 2,500 | 2,500 |
| 2 | 障害者グループホーム等整備事業 | 補助制度を活用した障害者グループホーム、ケアホームの増改築の実施 | 障害者グループホーム等を設置する NPO 法人、社会福祉法人 | 厚生労働省 | 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱 | 拡充 | 障害者グループホーム等の増改築等に対する補助を恒久的制度とするため、左記要綱に位置付ける。 | 200,000 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 40,000 | 40,000 |
| | | | | | | | | 100,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 | 20,000 |
| 3 | 富山型デイサービス施設支援事業 | 地域共生ホーム(富山型デイサービス)施設の設定促進のための支援事業 | 富山県 | 厚生労働省 | 介護報酬の算定基準(通所介護費) | 拡充 | 高齢者、障害者、児童等多様な利用者を同時にケアする富山型デイサービスでは、職員の負担が大きいことから、「地域共生加算(仮称)」の創設等、介護報酬上の特段の措置を求める。 | 195,615 | 35,235 | 37,260 | 39,285 | 41,310 | 42,525 |
| | | | | | | | | 48,904 | 8,809 | 9,315 | 9,821 | 10,328 | 10,631 |
| 4 | 富山型デイサービス施設支援事業 | 地域共生ホーム(富山型デイサービス)に対する報酬加算の適用拡大 | 地域共生ホームを設置する NPO 法人、社会福祉法人 | 厚生労働省 | 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準 | 拡充 | 指定障害福祉サービス事業者と同様のサービスを行っているものの、報酬上、評価されていないことから、加算適用を求めるもの。 | 115,000 | 23,000 | 23,000 | 23,000 | 23,000 | 23,000 |
| | | | | | | | | 57,500 | 11,500 | 11,500 | 11,500 | 11,500 | 11,500 |
| 5 | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | |

<記載要領>

- 「国の財政支援を希望する事業」については、総合特区計画の推進のため、優先順位の高いものから順次記載してください。
- 「事業名」欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いてください。
- 「事業内容」欄には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
- 「国の制度名」欄には、既存制度名や要綱名を記載してください。なお、作成団体で分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。（どうしても分からない場合、「不明」で可）
新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしておいてください。
※内閣府所管の「総合特区推進調整費」は各府省の予算制度を補充するものであるため、「国の制度名」には各府省の予算制度名を記載してください。（総合特区推進調整費を記載することはできません。）
- 「新規拡充」欄には、新規制度の創設を希望する場合は「新規」を、既存制度の拡充を希望する場合は「拡充」を選択してください。（いずれでもない場合は空欄）
- 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。
- 事業数が 10 を超える場合は、適宜、行を挿入して追加してください。
- 「事業費」欄：補助金（交付金）の場合は補助（交付）対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
- 「年度別事業・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が 5 年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。